

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定に基づき、結城市鹿窪運動公園施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 スポーツの振興を図り、市民の健康の増進に寄与することを目的として、結城市鹿窪運動公園を別表第1のとおり設置する。

(指定管理者による管理)

第3条 結城市鹿窪運動公園(以下「運動公園」という。)の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

2 市長は、前項の指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認めるときを除き、公募するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、別表第1に掲げる運動公園に係る次の業務を行うものとする。

(1) 運動公園の使用の許可及び使用料の徴収に関する業務

(2) 運動公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、運動公園の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が運動公園の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

(1) 運動公園の事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書面

2 前項の規定は、前条ただし書の再指定の場合について準用する。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) 運動公園の運営が住民の平等使用を確保することができるものであること。

(2) 運動公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 運動公園の管理業務の実施状況及び使用状況

(2) 運動公園の使用に係る料金の収入実績

(3) 運動公園の管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による運動公園の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、運動公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に障害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わない。

(使用時間及び定期休日)

第11条 運動公園の使用時間及び定期休日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(1) 使用時間 午前9時から午後10時まで

(2) 定期休日

ア 毎週火曜日(火曜日が国民の祝日に当たる場合は、その翌日)

イ 12月29日から翌年1月3日まで

2 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

(使用の許可)

第12条 運動公園の施設又は附属設備器具(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 運動公園の施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、運動公園の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) 施設等の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用の目的に違反したとき。

(2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(5) 公益上必要があると認められるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、運動公園の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じて、指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合はこの限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設等を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第15条 使用者は、運動公園の使用に当たって、特別の設備を設置し、又は運動公園の施設等以外の器具を搬入し、使用するときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の特別の設備の設置に要する費用は、すべて使用者の負担とする。

3 市長は、特別に必要があると認めるときは、使用者の負担において特別の設備を設置させることができる。

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第10条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設等又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、その使用が終わったとき、又は第13条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設等又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

3 市長は、指定管理者又は使用者(以下「指定管理者等」という。)が第1項又は前項の義務を履行しないときは、当該指定管理者等に代わってこれを執行し、その費用を当該指定管理者等から徴収するものとする。

(使用料の納入)

第17条 使用者は、指定管理者に運動公園の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(使用料金の収入)

第18条 市長は、指定管理者に使用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(使用料の減免)

第19条 指定管理者は、市長が特に必要があると認めたときは、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の返還)

第20条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還するものとする。

(1) 使用者の責めによらない理由により、使用できなかったとき。

(2) 使用者が規則で定める期間内に当該使用許可の取消又は変更を申し出たとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(使用者の義務)

第21条 使用者は、指定管理者が指示した事項に留意し、常に善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。
(損害賠償義務)

第22条 指定管理者等は、故意又は過失により運動公園の施設等又は設備を損壊又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
(秘密保持義務)

第23条 指定管理者又は運動公園の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、運動公園の管理に関し、知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた場合においても、同様とする。
(令5条例4・一部改正)

(市の免責)

第24条 市は、この条例又はこの条例に基づく規則に定める指定管理者の義務の不履行による事故等の責任については、一切の責任を負わない。
(委員会)

第25条 結城市鹿窪運動公園施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。
2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、複数の申請がある場合における指定管理者の選定に関し審議する。
(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則
この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月29日条例第19号)
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成26年6月27日条例第15号)
(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は平成26年7月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例中第1条の規定は、同条の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成29年3月23日条例第12号)
この条例は、平成29年8月1日から施行する。

付 則(令和5年3月22日条例第4号)
この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

別表第1(第2条関係)
(平29条例12・一部改正)

名称	結城市鹿窪運動公園
施設	かなくぼ総合体育館、第2体育館、武道館、テニスコート、野球場、サブグラウンド、サッカー場、相撲場、ゲートボール場、林間広場、ニュースポーツ広場、水のふれあい広場、子供広場、附随する施設
位置	結城市大字鹿窪1番地

別表第2(第17条関係)
(平26条例15・全改・一部改正、平29条例12・一部改正)
結城市鹿窪運動公園使用料

1 かなくぼ総合体育館

(単位 円)

施設	区分				午前	午後	夜間
					9：00～12：00	12：00～17：00	17：00～22：00
アリーナ	営利を目的とし	体育(アマチュアスポーツ)に使用する場合	入場料を徴収しない場合	1／3面	310／h	360／h	420／h
				1／2面	470／h	520／h	620／h
				全面	930／h	1,080／h	1,240／h
		入場料を徴収する場合			1,860／h	2,160／h	2,470／h

	ない 場合	体育(アマチュアスポーツ)以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合	3,710/h	4,320/h	4,940/h
			入場料を徴収する場合	7,410/h	8,640/h	9,880/h
	営利を目的とする場合	入場料を徴収しない場合	20,580/h	25,720/h	30,860/h	
		入場料を徴収する場合	30,860/h	36,000/h	41,150/h	
	トレーニング室			210/回		
会議室			310/h	360/h	420/h	
部屋使用料		シャワールーム及びトレーニング室(専用時)	2,060/回			
		控室	110/h/室			

備考

- 1 高校生以下が使用する場合は、上記使用料の2分の1とし、市民以外の者が使用する場合は、上記使用料の5割増しとする。(10円未満切捨て)
- 2 使用時間外の貸出しについては、30分単位とし、夜間使用料の2分の1とする。
- 2 第2体育館、武道館、テニスコート、野球場、サブグラウンド、サッカー場、相撲場、ゲートボール場、ニュースポーツ広場及び水のふれあい広場
 - (1) 入場料又はこれに類する金銭を徴収する場合 1日最高入場料の100人分
 - (2) 入場料を徴収しない場合
 - ア 一般使用料

(単位 円)

施設名	区分		使用料
第2体育館(半面)	一般(大学生を含む。)		210/h
	高校生以下		110/h
	市外の者		310/h
武道館(半面)	一般(大学生を含む。)		210/h
	高校生以下		110/h
	市外の者		310/h
テニスコート(1面)	一般(大学生を含む。)		310/h
	高校生以下		160/h
	市外の者		470/h
野球場	一般(大学生を含む。)		1,550/h
	高校生以下		830/h
	市外の者		2,060/h
	部屋使用料(審判室、放送室、本部室及びロッカー室)		210/h
	部屋使用料(ミーティングルーム)		110/h
サブグラウンド	一般(大学生を含む。)		310/h
	高校生以下		160/h
	市外の者		470/h
サッカー場	一般(大学生を含む。)	1/3面	400/h
		1/2面	600/h
		1面	1,200/h
	高校生以下	1/3面	200/h
		1/2面	300/h
		1面	600/h
	市外の者	1/3面	600/h
		1/2面	900/h
		1面	1,800/h
相撲場	市内の者		210/h

	市外の者	310／h
ゲートボール場	市内の者	110／h／面
	市外の者	160／h／面
ニュースポーツ広場	パークゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、グラウンド・ゴルフ等で使用する場合	市内の者 110／回
		市外の者 160／回
		年会員(1年間) 市内の者 5,150 市外の者 7,720
水のふれあい広場	入場者	市内の者 110／人／日
		市外の者 160／人／日

備考

- 1 ニュースポーツ広場の1回当たりの使用時間帯については、9：00～13：00又は13：00～17：00とする。
- 2 使用時間外の貸出しについては、30分単位とし、使用料の2分の1とする。（10円未満切捨て）
- 3 パークゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、グラウンド・ゴルフ等の対象者は、小学生以上とし、小学生については保護者同伴を許可条件とする。

イ 照明料

(単位 円)

区分					1時間		
野球場					市内の者		5,150
					市外の者		10,290
テニスコート(1面)					市内の者		360
					市外の者		620
サブグラウンド					市内の者		310
					市外の者		520
					半灯	全灯	市外の者
アリーナ	営利を目的としない場合	体育(アマチュアスポーツ)に使用する場合	入場料を徴収しない場合	1／3面	230	—	左記の料金の5割増しとし、10円未満は切捨てとする。
				1／2面	230	—	
				全面	230	470	
		入場料を徴収する場合		230	470		
		体育(アマチュアスポーツ)以外に使用する場合	入場料を徴収しない場合		230	470	
			入場料を徴収する場合		710	1,430	
	営利を目的とする場合	入場料を徴収しない場合		710	1,430	—	
		入場料を徴収する場合		710	1,430	—	
第2体育館(半面)			市内の者		70		
			市外の者		100		
武道館(半面)			市内の者		30		
			市外の者		40		

備考 照明料は、使用途中の荒天又は相当の理由があると認めた場合には、30分単位として料金を計算する。
(10円未満切捨て)

3 附属設備器具使用料

施設名	附属設備の種類	使用料
かなくぼ総合体育館	得点表示板 放送設備 持込器具電源使用料 器具一式(通常使用器具以外のもの) エアコン使用料 ステージ 可動席 その他	種類又は品目ごとに規則で定める。
野球場	スコアーボード使用料 放送設備 その他	

第2体育館	放送設備 その他	
テニスコート		
ゲートボール場		
ニュースポーツ広場	道具貸出し その他	

4 館外への貸出料

(単位 円)

区分		使用料(1日当たり)
得点表示機器(電光掲示板1組)	市内貸出し	25, 720
	市外貸出し	51, 430
空手マット(一式)	市内貸出し	1, 550
	市外貸出し	3, 090
フットサル用ゴール(1組)	市内貸出し	520
	市外貸出し	1, 030
バスケットゴール(1組)	市内貸出し	25, 720
	市外貸出し	51, 430
メッシュマット(1枚)	市内貸出し	520
	市外貸出し	1, 030
畳(柔道用一式)	市内貸出し	5, 150
	市外貸出し	10, 290